

# 入札参加に当たっての留意事項

京 都 府

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京都府会計規則、京都府公共工事電子入札運用基準、京都府工事等競争入札心得、入札公告、入札通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意してください。

## 1 入札に当たっての留意事項

- (1) 府では、入札に付す全ての工事等で、予定価格の事前公表を行っています。  
事前公表された予定価格を上回る入札は失格となります。その場合は、さらに、京都府の指名停止措置を行うことがありますので注意してください。なお、入札回数は1回限りです。
- (2) 事前公表された予定価格は消費税込みの金額です。入札書記載金額は消費税抜きの金額となりますので、間違わないよう十分注意してください。
- (3) 事前公表された予定価格以下で入札することができない場合は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
- (4) 入札時に入札価格を積算された工事費内訳書(業務委託費内訳書を含む。以下同じ。)を必ず入札書と一緒に提示(電子入札の場合「添付」)してください。  
なお、入札終了後、工事費内訳書は返却します。(ただし、談合情報があり、調査の結果談合の事実又は談合らしき事実が確認された場合及び電子入札の場合を除く。)
- (5) 入札書に記入する金額は千円止とし、その表示方法は、「××,000円」など、金額が特定できる表記としてください。
- (6) 工事費内訳書を持参されない場合は、入札に参加できません。
- (7) 落札率が高い場合は、工事費内訳書を預かったまま入札を保留し、入札参加者全員の工事費内訳書の内容を重点的に調査の上、取扱いを別途連絡します。

## 2 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としてはいますが、閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないように記載しないでください。
- (2) 工事費内訳書の合計金額(消費税込み)は、予定価格以下で作成し、入札書に記載する金額に対応するよう作成してください。ただし、必ずしも一致する必要はありませんが、入札書に記載する金額は工事費内訳書の合計金額(消費税抜き)以下としてください。
- (3) 積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行った上で、内訳書を作成してください。

## 3 技術者の適正配置について

建設業法等に規定している事項を遵守してください。また、京都府ホームページで公表している「建設工事と技術者の配置について」も熟読してください。なお、通常指名競争入札で入札通知を受けた者が、必要となる技術者等が配置できない場合は、具体的な理由を付した辞退届を提出し、入札等を辞退してください。

#### 4 低入札調査基準価格を設定する工事について

低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料の提出及び事情聴取等調査に協力してください。また、京都府ホームページで公表している「低入札調査基準価格を設定する工事における注意事項」を熟読してください。

なお、提出期限までに資料を提出しない場合、事情聴取に応じない場合等調査に協力しない場合は、入札を無効とし、京都府の指名停止措置を受けることがあります。

#### 5 その他

##### (1) 落札率のインターネット公表

競争入札に付した全ての工事に関し、発注機関別、府内・府外業者別に平均落札率をインターネットで公表することとしています（年3回）。

##### (2) 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定

談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、請負者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。

##### (3) 指名停止業者名の公表

倒産、信用情報等による指名停止を除き、指名停止措置を受けた業者名を府政情報センター及びインターネットで公表することとしています。

##### (4) 入札の辞退

通常指名競争入札の場合、開札の開始前まで（紙入札の場合は入札書の投函まで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、具体的な理由を付した上で辞退することができます。

なお、一般競争入札及び公募型指名競争入札の募集型競争入札では、資格確認通知あるいは入札通知後は、真にやむを得ない場合を除き入札を辞退できません。通常指名競争入札の場合も含めて、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を受けることがあります。

##### (5) 設計図書等に疑義がある場合

設計図書等について疑義がある場合は、「設計図書等に関する質疑書」により、提出期限までに書面で提出してください。